

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月15日

【会社名】 テックポイント・インク (Techpoint, Inc.)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者兼取締役社長
(Chief Executive Officer and President)
小里 文宏

【最高財務責任者の役職氏名】 暫定最高財務責任者兼秘書役
(Interim Chief Financial Officer and Secretary)
ウォング スティーブン
(Stephen Wong)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、95131カリフォルニア州、サンノゼ市、
ノースファーストストリート2550、スイート550
(2550 N. First Street, #550, San Jose, CA 95131 USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 鈴木 克昌

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社最高経営責任者兼取締役社長である小里 文宏及び当社暫定最高財務責任者兼秘書役であるウオング スティーブンは、当社の2018年度(自2018年1月1日 至2018年12月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。